

「事業者・自治体間の障害福祉関係手続の共通化に向けた調査・要件定義等委託事業」  
第2回検討会 議事概要

[日時] 令和7年9月12日(金) 14:00~16:00

[場所] 株式会社三菱総合研究所4階 CR-F 会議室及びWEB会議

[参加者]

＜委員＞ (○座長) (敬称略・五十音順)

○生田 正幸 関西学院大学大学院人間福祉研究科 非常勤講師

上野 瞳子 東京都福祉局障害者施策推進部企画課 課長

(ご欠席のため、計画調整担当 荒木 智香子様が代理にてご出席)

牛島 奈応子 一般社団法人全国介護事業者連盟障害福祉事業部会 役員  
障害福祉事業部会東京都支部 副支部長

デコボコベース株式会社 取締役

江島 晃好 全国身体障害者施設協議会総務・広報委員会 副委員長

大谷 直樹 栃木県保健福祉部障害福祉課 主査

小澤 加代子 公益社団法人国民健康保険中央会  
保健福祉部障害者総合支援課 係長

金本 昭彦 保健医療福祉情報システム工業会  
保健福祉システム部会福祉システム委員会 委員長

鷹野 雪保 堺市健康福祉局障害福祉部 部長

久木元 司 公益財団法人日本知的障害者福祉協会 政策委員長

中島 三津男 金沢市福祉健康局障害福祉課 課長

＜オブザーバー＞

佐々木 忠信 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 課長補佐

小林 樹 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 納付管理係 係員

磯谷 桂太郎 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 課長補佐

＜事務局＞

株式会社三菱総合研究所

〔議題〕

1. 実現可能性調査・実態調査の結果報告
2. 調査結果を踏まえた対応方針
3. その他

## 開会

### 1. 実現可能性調査・実態調査の結果報告

○資料1について事務局より説明がされた。検討会委員による主な議論は以下の通り。

- ・ 事業者の立場から、新システム上の業務フローの実施が困難である理由の一つは捺印、もう一つは添付資料の多さだと理解した。

### 2. 調査結果を踏まえた対応方針

○資料2及び参考資料1～8について事務局より説明がされた。検討会委員による主な議論は以下の通り。

- ・ 当自治体では独自様式を求めていないため問題ないが、独自様式を定めている自治体であっても、汎用的なファイルの送受信機能があれば問題ないと考える。事前相談は対面で行うことを重視されているところもあると思慮するが、そのような場合は直接の提出も可能とするなど、柔軟なやり方が考えられるだろう。意見聴取の実施については、当自治体では意見聴取自体を実施していないが、実際にはシステム稼働後も対面でのやり取りが中心となるだろう。
- ・ 当自治体では事前に対面で面談を行っているが、書類の事前提出でファイルの送受信機能を活用できると考えている。意見聴取についても現行と同じやり方で実施すれば、新システムで対象外としても問題ないと思う。まだ内部で十分に検討できていないので、また後日意見を出したい。
- ・ 当自治体では独自様式で事前相談を行っている。汎用的なファイル送受信の機能があれば問題ない。管理のしやすさの観点では電子ファイルで行うべきだと考える。対応は可能である。

○「2申請・届出の Web 入力フォーム対応」「③加算届出の Web 入力フォーム対応」(参考資料2～4)について事務局より説明がされた。検討会委員による主な議論は以下の通り。

- ・ 一度入力済みの項目を再利用できるという意味では非常に便利になると期待している。一方で、不慣れな事業者もいるだろう。実装するにあたっては、試行期間等を設けてはどうか。
- ・ 事業所としては、加算届出の業務負担が重く業務改善の肝である認識である。ここについて新システム上で初期構築の段階では PDF の運用のままとなるということで仕方がないと思うが、初期構築の「初期」とは令和9年の報酬改定から3年間を想定しているとのところ、その後はどうか。加算届出は最も大きい負担がかかっているところであるため、改善してほしい。
- ・ 介護側では12月の給付費分科会で諮問答申、1月に次期報酬改定の状況が見える。それに追随する形の障害福祉分野はその後の2月に状況が見えて、実質報酬改定に対応する時間は1か月しかない。制度が変わらない以上、先の報酬改定でも対応は難しいのではないか。その上でシステム改修の検討がそもそもできるのか否かの論点は、重要と思慮する。現在、障害福祉側では、原則指定業務は都道府県業務であるため、市町村の標準仕様書は許認可権の指定業務を対象としていない。実情は権限移譲により市町村も指定業務を行っている。さらに、市町村用のシステムの標準仕様書に指定申請が入っていないのは、都道府県が標準化の対象外として、一旦整理されているからである。しかし国としては制度改正については

1年前に示して、標準仕様書を改定し標準化に対応することを求めていた。それにも関わらず、報酬改定に関して現行では、制度施行の4か月前に内容が固まる運用であり、標準化期間があまりにもタイトであるため、スケジュールが変わらない限りシステム事業者としては、報酬改定に間に合うシステム改修の対応は難しいと考える。介護の給付費分科会の議論の時期を早めない限り、システムの対応は難しいだろう。

- ・ 勤務形態一覧表についての自治体の意見が多かったが、人員配置基準の計算やチェックは重要であると認識しているため、システム構築時に留意いただきたい。また加算届出について、必要な資料の整理、アナウンスの機能もつけてほしい。
- ・ 勤務体系一覧表の就労継続A・B型の様式について、施設内支援と施設外支援に分けて入力できるようにしていただきたい。事業所側で、施設内支援と施設外支援を足した値で配置基準を満たしていることとしている事業所がいて、指導の際に違反になるケースがある。

○「4システムの利用対象者」(参考資料5)について事務局より説明がされた。検討会委員による主な議論は以下の通り。

- ・ 当自治体としては、台帳データの連携作業の負担があるため、当初は難しくても最終的には全市町村を対象としてほしい。台帳情報の閲覧機能に関しては、現行のシステムでも各自治体で閲覧できる状態にしているため、システム移行後も機能としてあった方が良いと考えている。
- ・ 当自治体は一部の市に権限移譲している。現行で案①と同様の運用であるため、示していた通りで特に支障はない。台帳情報の閲覧については、現行では事業所情報は WAM-NET で確認している。より詳細な情報については、市町村側でもシステムで見られる必要があるのではないか。
- ・ 一般市町村や都道府県の立場としては、都道府県と市町村間のやり取りが煩雑であるため、対象に含めてもらいたい。台帳情報についても、WAM-NET では情報の更新ができていないところもある認識のため、システム上で閲覧できるようにしてほしい。当自治体は案①で十分であるが、一般市の立場では案②ではないかと思慮する。
- ・ 案①で進めていく、調整しながら案②に進めるということをいかがか。

○「5その他要望」「6国保連合会へのデータ連携・送信方法」(参考資料6)について事務局より説明がされた。検討会委員による主な議論は以下の通り。

- ・ エラーリストを返す方法について、システムの稼働が始まつてから送られてくるものについては、資料の通りのコードを付与するということで問題ないと考える。一方で今、国保連が持っているデータを都道府県に返すこともある。そのデータに指定権者の名前をつけておく必要があり、移行の初期にセットする準備が必要であると思慮する。
- ・ 市町村が指定を行っている地域生活支援事業と基準該当サービスについては、今まで通り、都道府県経由で国保連に送られてくることであるが、県から送られてきたデータしか管理をしておらず、政令市・中核市側で持っているデータについてはわからないのが現状である。

- ・ 県は現在各市町村向けに振り分けを行っている理解であるため、その情報を国保連が持っているデータと紐づけができるべきと考える。
- ・ 自立支援給付については、市町村が連合会に送っている。介護側も障害福祉側も、当初県しか指定権限がなかったため、都道府県に送ってまとめる運用であった。連合会側としては、すでに受給者台帳を市町村から直接受け取る運用が負担であるところ、事業所台帳まで指定権限を持つ市町村から送られてくる運用になると、連合会の人員配置にも影響があると考えられるが、指定権限のある自治体から受け取る運用にすべきではないか。国保中央会で開催されている審査事務研究会でも議論が必要である。例えば基準該当については、市町村がサービスの基盤を必要としているから規定しているものであり、本来は県を経由する必要性はないはずである。るべき姿に戻してよいのではないか。自治体によって、実施可能性や課題は異なることは思慮する。

○「7新システムへの移行」「8新システムの費用負担」「9問い合わせ」(参考資料7)について事務局より説明がされた。検討会委員による主な議論は以下の通り。

- ・ スケジュールや費用面について早めに提示いただきたい。
- ・ 事業者からの問い合わせについて、メールに慣れていない事業者もいる。問い合わせのハードルを上げた場合、都道府県の方に問い合わせが来てしまう。自治体側の業務負担となるため、電話での問い合わせ窓口の設置を検討いただきたい。
- ・ Q&Aをあらかじめ定めていただくと良いのではないか。前もって問い合わせへの対応を示してもらえると良いのではないか。
- ・ 国の事業として、都道府県単位で新規事業所の支援センターを作る予定のため、そこにもおそらく問い合わせがいくと考えられる。そことの連携も含めたヘルプデスクという理解である。
- ・ 本システムでは、入力画面については統一的であると思うので、画面遷移の動画があると良いのではないか。国保連への請求については、入力の仕方を最初に教えてもらう機会があると良いのではないか。ヘルプデスクについては、システムへの入力についてだけでなく、制度についての不明点や問い合わせもあるだろう。制度とシステムとの窓口の切り分けが難しいのではないか。どちらに聞いても解決せず、たらいまわしと受け取られることもあるのではないか。

### 3. その他

○ 事務局より今後のスケジュールについて説明がされた。また、検討会委員からの追加意見・質問について、検討会終了後1週間程度受け付けることとした。

以上